

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2017年8月14日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛史
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石川 一志
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石川 一志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,125,780,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	サントリー ワールド ヘッドクォーターズ (東京都港区台場二丁目3番3号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	870,000株	普通株式は全て譲渡制限株式です。 当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要しますが、寿不動産㈱、当社取締役、当社監査役その他別途取締役会の定めた者のいずれか二者間の譲渡による取得については、当社取締役会の承認があったものとみなします。なお、当社は単元株制度を採用していません。

(注) 1. 2017年3月27日(月)開催の定時株主総会における募集事項の決定の取締役会への委任決議及び2017年8月10日(木)開催の取締役会決議により行うものであります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	870,000株	1,125,780,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	870,000株	1,125,780,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,294	-	1株	2017年8月30日(水)~ 2017年8月31日(木)	-	2017年8月31日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サントリーホールディングス株式会社 総務部	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,125,780,000	200,000	1,125,580,000

(注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用であり消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,125,580,000円は、全額を2018年3月末までに長期借入金返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	サントリー持株会	
所在地	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	
出資額	20,537百万円	
組成目的	当社と当社の従業員であるサントリー持株会の会員とが一体となって当社グループの発展のために努力するとともに、会員の財産形成に資することをその目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社従業員	100%
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 富田 真人
	住所	東京都港区
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社の割当予定先に対する出資額	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	33,481,457株
人事関係	当社従業員5名が割当予定先の理事（理事長1名、副理事長1名を含む）を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	退会者の株式を再配分するまでの間、当社が退会者からの買取り代金を一時的に立替えております。	

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2017年7月31日現在のものです。

2. サントリー持株会は、当社の従業員持株会であります。

(2) 割当予定先の選定理由

当社従業員の財産形成及び経営への参画意識醸成を通じて当社グループの企業価値の向上を図るため、サントリー持株会を本自己株式処分の割当予定先として選定したものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 870,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、当社従業員である会員の拠出金によって払込みを行う予定であることを確認しており、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先が保有する当社株式に係る議決権は、理事長がこれを行います。

また、割当予定先は、当社従業員を会員とする従業員持株会であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割り当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】**(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方**

発行価格につきましては、連結簿価純資産方式（直前の当社定時株主総会に提出された決算日現在の当社の連結貸借対照表の株主資本の額から配当金を控除した額を決算日当日における当社の発行済株式総数で除する方法）に基づき算定しております。当該方式は算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、有利発行に該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本自己株式処分による発行数の発行済株式総数に占める割合が0.13%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
寿不動産株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	613,818	89.64	613,818	89.52
サントリー持株会	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	33,481	4.89	34,351	5.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,871	1.00	6,871	1.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	6,871	1.00	6,871	1.00
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,871	1.00	6,871	1.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,871	1.00	6,871	1.00
公益財団法人サントリー生命科学財団	京都府相楽郡精華町精華台八丁目1番地1	3,590	0.52	3,590	0.52
サントリーホールディングス株式会社(自己株式)	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	2,350	-	1,480	-
佐治 信忠	東京都港区	652	0.10	652	0.10
鳥井 信吾	神戸市東灘区	539	0.08	539	0.08
計	-	681,918	99.24	681,918	99.24

(注) 1. 2017年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨て表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第8期有価証券報告書の提出日（2017年3月28日）以後本有価証券届出書提出日（2017年8月14日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2017年8月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 最近の業績の概要

2017年8月8日に公表した第9期中間連結会計期間（自2017年1月1日至2017年6月30日）に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、これらの中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成したのではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査を終了したものではありませんので、中間監査報告書は受領していません。

中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2016年12月31日現在)	当中間連結会計期間 (2017年6月30日現在)	増減
	金額	金額	金額
(資産の部)			
流動資産	1,267,103	1,372,618	105,515
現金及び預金	353,157	435,857	82,700
受取手形及び売掛金	368,858	376,380	7,522
たな卸資産	403,393	437,880	34,487
その他	143,058	123,896	19,162
貸倒引当金	1,363	1,395	31
固定資産	3,106,737	3,050,389	56,347
1.有形固定資産	640,821	646,725	5,904
建物及び構築物	183,282	185,904	2,621
機械装置及び運搬具	236,052	246,831	10,778
工具、器具及び備品	58,389	57,626	762
土地	100,444	100,881	437
その他	62,652	55,480	7,171
2.無形固定資産	2,274,426	2,214,688	59,738
のれん	1,012,334	977,306	35,027
商標権	1,180,264	1,157,788	22,475
その他	81,827	79,593	2,234
3.投資その他の資産	191,490	188,976	2,513
投資有価証券	116,068	109,160	6,908
その他	76,635	81,102	4,466
貸倒引当金	1,214	1,285	71
繰延資産	515	831	315
資産合計	4,374,356	4,423,840	49,483

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2016年12月31日現在)	当中間連結会計期間 (2017年6月30日現在)	増減
	金額	金額	金額
(負債の部)			
流動負債	1,002,217	1,112,296	110,079
支払手形及び買掛金	133,170	151,202	18,032
電子記録債務	105,953	121,372	15,419
短期借入金	193,179	290,588	97,409
1年内償還予定の社債	114,523	107,438	7,084
未払酒税	51,434	36,385	15,048
未払消費税等	20,394	15,966	4,427
未払法人税等	24,119	24,632	512
未払金	150,922	151,567	645
未払費用	87,590	98,886	11,296
賞与引当金	27,482	22,460	5,021
その他	93,447	91,793	1,653
固定負債	2,215,419	2,115,412	100,006
社債	327,935	359,424	31,488
長期借入金	1,308,189	1,193,893	114,296
繰延税金負債	429,873	424,877	4,996
役員退職慰労引当金	1,090	1,148	57
退職給付に係る負債	35,341	35,212	129
その他	112,987	100,856	12,130
負債合計	3,217,636	3,227,708	10,072

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2016年12月31日現在)	当中間連結会計期間 (2017年6月30日現在)	増減
	金額	金額	金額
(純資産の部)			
株主資本	895,287	933,808	38,521
資本金	70,000	70,000	-
資本剰余金	133,198	133,420	222
利益剰余金	693,688	731,986	38,298
自己株式	1,598	1,598	-
その他の包括利益累計額	21,495	27,851	6,356
その他有価証券評価差額金	25,491	19,356	6,135
繰延ヘッジ損益	2,257	3,676	1,418
為替換算調整勘定	29,763	29,490	273
退職給付に係る調整累計額	14,966	14,041	924
非支配株主持分	282,927	290,173	7,246
純資産合計	1,156,720	1,196,131	39,411
負債純資産合計	4,374,356	4,423,840	49,483

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	増減
	金額	金額	金額
売上高	1,273,069	1,293,954	20,884
売上原価	605,134	603,820	1,314
売上総利益	667,934	690,133	22,198
販売費及び一般管理費	580,657	596,480	15,822
営業利益	87,277	93,653	6,376
営業外収益	5,109	5,702	593
受取利息	536	696	159
受取配当金	606	660	53
持分法による投資利益	2,197	2,685	487
雑収入	1,768	1,660	107
営業外費用	16,738	15,807	931
支払利息	14,070	13,094	976
雑支出	2,668	2,713	44
経常利益	75,647	83,548	7,900
特別利益	17,666	17,859	193
投資有価証券売却益	112	16,117	16,005
事業譲渡益	8,306	-	8,306
債務戻入益	2,684	-	2,684
その他	6,563	1,741	4,822
特別損失	16,058	6,302	9,756
固定資産廃棄損	1,944	1,406	538
組織再編関連費用	2,681	2,804	123
震災関連費用	10,133	844	9,289
その他	1,298	1,246	51
税金等調整前中間純利益	77,255	95,105	17,850
法人税、住民税及び事業税	33,008	30,310	2,698
法人税等調整額	4,229	3,205	7,435
中間純利益	48,476	61,589	13,112
非支配株主に帰属する中間純利益	12,842	14,389	1,546
親会社株主に帰属する中間純利益	35,633	47,200	11,566

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	77,255	95,105
減価償却費	45,751	45,821
のれん償却額	31,547	31,597
受取利息及び受取配当金	1,143	1,356
支払利息	14,070	13,094
持分法による投資損益(は益)	2,197	2,685
投資有価証券売却損益(は益)	112	16,117
事業譲渡損益(は益)	8,306	-
固定資産廃棄損	1,944	1,406
売上債権の増減額(は増加)	130	3,501
たな卸資産の増減額(は増加)	27,028	32,712
仕入債務の増減額(は減少)	18,130	20,089
未払酒税及び未払消費税等の増減額(は減少)	25,550	20,036
その他	13,559	10,913
小計	138,051	141,617
利息及び配当金の受取額	2,438	1,562
利息の支払額	15,747	13,646
法人税等の支払額	49,172	16,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,569	113,126
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	51,804	41,225
有形及び無形固定資産の売却による収入	4,382	4,019
投資有価証券の取得による支出	968	2,914
投資有価証券の売却及び償還による収入	190	18,295
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	6,989
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	6,872	-
事業譲渡による収入	25,832	-
その他	3,501	1,532
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,994	27,282

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)
	金額	金額
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	50,621	33,470
長期借入れによる収入	86,091	66,266
長期借入金の返済による支出	57,356	113,889
社債の発行による収入	50,000	66,225
社債の償還による支出	67,492	33,696
リース債務の返済による支出	4,856	4,733
配当金の支払額	8,205	8,902
非支配株主への配当金の支払額	8,198	9,051
その他	810	1,098
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,793	3,211
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,622	67
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	86,745	82,700
現金及び現金同等物の期首残高	257,990	352,525
現金及び現金同等物の期末残高	344,735	435,225

3 自己株式の取得等の状況

第8期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況
該当事項はありません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2017年8月14日現在

報告期間末日現在における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	687,136,196
保有自己株式数	2,350,748

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	2017年3月28日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月17日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 洋文	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣 浩二	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝島 康博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田 英之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本 恵子	印
--------------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月17日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 洋文	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣 浩二	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝島 康博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田 英之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本 恵子	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。